

北野小学校 いじめ防止基本方針（抜粋）

この「北野小 いじめ防止基本方針」は、全6ページから保護者のかたがたに関係する箇所を抜粋し、編集し直したものです。全ページをご覧になりたい方は教頭まで連絡してください。

1 いじめ防止に向けた教師の心構え

- 「いじめを解決できるのは教師だけである」「いじめを見逃さない」という自覚を教師自身が常に明確に持つ。
- 「全児童に、心の居場所のある素晴らしいクラス」・「知的な授業のあるクラス」づくりを目指すことにより、「いじめを許さないクラス」「いじめを見掛けたら注意し合えるクラス」を築いていく。
- いじめは絶対に許さないという教師の姿勢を示し、児童から目を離さないようにする。
- 児童の些細な変化に気付いたら、教師は積極的に声を掛け、児童が何でも気軽に相談できる雰囲気づくりに心掛ける。また、児童一人一人と話し合う機会をできるだけ多くもち、児童自身も危機を回避するためにどうすればよいか考えられるよう支援する。
- いじめに対する教師の認識を高める現職研修を実施し、事前事後の対応まで綿密に打ち合せた上で定期的にいじめ調査を実施し、いじめの早期発見に努める。
- 定期的ないじめ調査から、いじめにつながる事案が浮かび上がってきた場合は、でき得る限り速やかに、関係児童との面接方法や関係保護者との連携方法を工夫し、真相の究明から事後の指導まで徹底して行い、問題の早期全面解決を目指す。
- 登下校時の様子についても、通学団会を頻繁に実施し、実態把握に努め、保護者や地域の方々からの報告に即時誠実に対応しながら未然防止・早期解決に努める。

2 いじめの早期発見の取り組み

- ア 児童の表情や人間関係を普段から観察し、その変化を見逃さないようにする。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ 生活アンケートや教育相談を定期的の実施し（年6回）、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- エ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

3 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、校務補佐、学年主任、生活指導担当、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

4 いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加える等して対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

【重大事態の対応フロー図】



